



にわか映画談義 Unexpected Movie Impressions

今回、紹介する映画は「ダンサーインザダーク」です。

これまでざわりだけ見る限り、目の見えないダンサーの話くらいのものだと思っていたのですが、いやー、あまりに衝撃的な映画でしたね。

主人公である彼女は先天的に視力が弱く、厳しい環境の中で働き続けます。

それは、彼女からの遺伝で失明してしまう息子の手術費用を稼ぐための

でした。しかし、次第に彼女の視力は悪くなり、働いていた工場もクビになります。なおかつ、貯めていた貯金も友人から盗まれてしまいます。

全く報われない。ただただ悲惨な一路をたどります。

これ以降の話はここでは書きませんが、こうした中で、節目にミュージカルが入ります。これは歌と踊りが大好きであった主人公の妄想でした。彼女は信

頼していた人々から裏切られたり、見捨てられながらも、彼女の心の中では善も悪もなく誰もが彼女を取り巻く共演者達なのかとのメッセージを感じました。

この映画を若い頃に見ていたらしばらく立ち直れなかったかもしれませんが、不思議ともう一回見たいくなるのは何故だろう。とにかく今まで見た映画で衝撃を受けたベストスリーに入るのは確かですね。

文とイラスト・渡辺紳



株式会社千住工房 東京都足立区南花畑3-35-1 グリーンパーク花畑 V1-507 電話 (03) 3859-2720

お問い合わせは info@senjukobo.co.jp www.senjukobo.co.jp

Advertisement for 'あおぞら' ice cream shop, featuring a cow illustration and contact info: 足立区六町4-5-38 Tel.03-5856-4458

SENJU KOBO GALLERY



▲「公園」 うちの近くの公園です。こういう普通の場所を魅力的に描けるようになるのが今の目標です。イラスト：藤野健

▼「ウイंक」 イメージとしてはメタル系のミュージシャンのCDジャケットです。今回は久々に黒で描く、白でも描くという作業ができたように感じました。特に鼻や口元を描いている時はなかなか形が出せなくて黒で描いて白で描いて、まるで油絵を描いている気分でノリノリでした(笑) イラスト：杉本明聡



Liquor and Snack

～もやしのジャンボハンバーグ～ 下ごしらえがちょー簡単な手抜きハンバーグです。

文と絵・小林 雅代



- 材料 豚ひき肉or合挽き肉 300～400g もやし 一袋 生姜のすりおろし 適量 塩、故障 適量 片栗粉 大1 卵 1個

- 1 ボールに材料を全部入れて、よくこねる。もやしもそのまま入れて、ポキポキ折りがら混ぜる。 2 テフロン加工のフライパンに油を引かないで種をいっぱい広げる。 3 両面に焼き色を付けて、中まで火が通ったら出来上がり。 4 おろしポン酢で食べるのがオススメです。

Text: この作業がなんか気持ちよくて楽しい^^ ポキポキ!! with illustration of a pig.

東州勝月の魅力はやはり他の浮世絵師とは違うモチーフを描いているところだと思います。特に「国会議事堂之図」は、天皇が国会議事堂前へ馬車で到着し、儀仗兵たちが出迎えているところを描いたものですが、それは実際には絵が描かれた後に行われたものでつまり勝月による想像で描かれ出版されたのです。ただ、社会の急速な西欧化に絵師たちの表現力も追いつかなくなっていたのか、洋服を着た日本人の人体のデッサンもまるで人形のようにもいわれていました。

東州勝月とは 東州勝月は明治時代の浮世絵師で、国会議事堂之図や上野公園地第三回内国勸業博覧会之図など今までの役者絵や美人画を描く浮世絵師とは少し違ったテイストの浮世絵師です。

第15回 東州勝月 ―想像で描く実力派浮世絵師―



私は何よりも想像で描いたということに尊敬しています。想像で描くとか何から違和感がでてきてしまいますが、それが完璧に描けるところがプロだなと思いました。 文と絵・阿部遥

気になるお金の話。 その2

今回は、第1回で少しだけ触れさせて頂きました「事業割合」なる言葉の意味とその使用方法について書きたいと思います。 携帯料金や電気料金等は、仕事の分プライベートの分、家族が使った分など勿論一括して請求されます。このような支出について、利用実態に応じて仕事用に使った割合分を案分して計算すれば経費として計上することができます。このような案分計算をする際に事業分として経費計上する割合を「事業割合」といいます。 フリーランスの方は自宅兼事務所として仕事をされている方が多いですが、その場合には家賃(または固定資産税)、水道光熱費等を事業割合として経費計上できますし、車を仕事でも使用している方はガソリン代、自動車税等も事業割合で経費計上できます。

事業割合の案分の仕方は、家賃等は「仕事で使う面積の割合」、携帯、電気料金等は「仕事で使う時間割合」で割るのが一般的です。毎月案分計算するのは大変なので、それぞれ年額を計算したうえで年末に一括して案分計算して経費額を算出するのが一般的です。 最後に、同一の経費科目について毎年毎年違う事業割合を用いると、その事業割合を毎年恣意的に決めてしまうと捉えられその経費計上を否認されてしまう恐れもありますのでご注意ください。

